

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県施行文書用紙規程の一部を改正する訓令(総務課)
- ◇告 示 保安林の指定の解除(森林保全課)
保安林の指定の解除予定(二件)(〃)
土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- 鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)
- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則(文化課)
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令(総務課)

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県施行文書用紙規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県施行文書用紙規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書用紙規程(平成五年十二月鳥取県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本標準規格A列第四号」を「日本工業規格A列四番」に改める。

附 則

この訓令は、平成六年三月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山九〇三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字槻下字場所免三五の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

鳥取県告示第二百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字村屋敷九三の五

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三

項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

二 事業施行期間

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年九月三十日まで

第三工区 昭和五十八年三月八日から平成四年三月三十一日まで

第四工区 昭和五十八年三月八日から平成五年三月三十一日まで

第五工区 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

三 施行地区及び工区

全体区域

鳥取市円護寺字妙見谷口、字妙見谷川西、字中尾及び字古屋敷の各

全部並びに同市円護寺字居邸、字妙見北側、字下屋敷田、字朽田、字

北谷、字北谷口、字北谷小谷、字妙見谷川東、字妙見堤ノ下、字妙見

西側、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、

字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ケ谷、字妙見向平、字北

谷山及び字庵ノ城並びに同市覚寺字砂田、字目当、字八反田、字庵ケ

崎及び字七反田の各一部

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷、

字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び

字北谷山並びに同市覚寺字八反田及び字庵ケ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田並びに同市覚寺字砂田、字目当、

字庵ケ崎及び字七反田の各一部

第三工区

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字古寺、字

妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字姥ケ谷及び字妙見向平の各一部

第四工区

鳥取市円護寺字居邸、字妙見西側、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見

平、字上ノ平ル西側、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ケ

谷及び字古屋敷の各一部

第五工区

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見堤

ノ下、字妙見西側、字中尾、字庵ノ城及び字古屋敷の各一部

四

施行認可の年月日
昭和五十八年三月八日

五

土地区画整理事業の終了の認可の年月日
平成六年三月二十二日

鳥取県告示第二百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月二十二日 鳥取県指令受米土維第五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一五三

有限会社渡辺商事

代表取締役 渡辺俊一

教育委員会規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和六十二年五月鳥取県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「申請書」を「設立許可申請書（様式第一号）」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（登記に関する届出）

第三条 公益法人は、民法第四十五条第一項の規定により設立の登記をしたときは、遅滞なく、設立登記完了届出書（様式第二号）に登記簿の謄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 公益法人は、民法第四十五条第三項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による登記（同法第四十六条第一項第八号に掲げる事項の変更に係るものを除く。）を完了したときは、遅滞なく、登記事項変更届出書（様式第三号）に登記簿の謄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（役員の変更の届出）

第四条 公益法人は、役員に変更があったときは、遅滞なく、役員変更届出書（様式第四号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出が次のいずれかに係るものであるときは、役員変更届出書に、それぞれに定める書類を添付しなければならない。

- 一 理事の就任、退任又は氏名若しくは住所の変更 登記簿の謄本
- 二 新たな理事又は監事の就任 その者の略歴を記載した書類

第五条を削り、第六条中「次に掲げる書類を」を「業務・財産状況等報告書（様式第五号）に次に掲げる書類を添えて」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「ときは、」の下に「遅滞なく、事業計画（収支予算）変更届出書（様式第六号）に」を加え、「添え、遅滞なくその旨を」を「添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「申請書」を「定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第七号）」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（長期借入金の借入れの承認）

第八条 公益法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、借入金（その事業年度の収入をもつて償還する借入金を除く。）を借り入れることについて承認を受けようとするときは、長期借入承認申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 借入金を借り入れる理由を記載した書類

二 借入先、借入額及び利息その他の条件を記載した書類

三 借入金の償還計画を記載した書類

四 財産目録

五 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認められた書類

第九条中「若しくは担保に供し、又は借入金（その事業年度の収入をもつて償還する借入金を除く。以下同じ。）を借り入れることについて教育委員会の」を「又は担保に供することについて」に、「申請書」を「基本財産処分（担保提供）承認申請書（様式第九号）」に改め、同条第一号中

「若しくは担保に供し、又は借入金を借り入れる」を「又は担保に供する」に改め、「及びその内容」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条中同条を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 基本財産を処分する場合にあつては、その相手方及び価格その他の条件を記載した書類

三 基本財産を担保に供する場合にあつては、担保される債権の債権者及び内容並びに債務の弁済計画を記載した書類

第十一条第二項中「その身分を示す証明書」を「身分証明書（様式第十号）」に改める。

第十二条中「申請書」を「解散許可申請書（様式第十一号）」に改める。

第十三条中「申請書」を「残余財産処分許可申請書（様式第十二号）」に改める。

第十四条第一項中「遅滞なく」の下に、「公益法人解散届出書（様式第十三号）に」を加え、同条第二項中「遅滞なく」の下に、「清算人就職届出書（様式第十四号）に」を加える。

第十五条中「清算終了後遅滞なく財産の処分に関する」を「遅滞なく、清算終了届出書（様式第十五号）に残余財産の処分及び負債の処理の結果を記載した」に改める。

第十六条中「教育委員会の所管に属する」を削る。

附則の次に次の十五様式を加える。

様式第1号 (第2条関係)

設 立 許 可 申 請 書

鳥取県教育委員会 殿

次の公益法人を設立したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 氏名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

社団・財団の別	
名 称	
代表者の氏名	
事 務 所	

様式第2号 (第3条関係)

設 立 登 記 完 了 届 出 書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の設立の登記を完了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

㊦

代表者の氏名

電話番号

様式第3号(第3条関係)

登記事項変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の登記事項を次のとおり変更し、その登記を完了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

様式第4号(第4条関係)

役員変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の役員に次のとおり変更があつたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

変更事項及び理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第5号(第5条関係)

業務・財産状況等報告書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の業務、財産状況等について、別添のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

報告者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊤

様式第6号(第6条関係)

事業計画(収支予算)変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の 年度の事業計画(収支予算)を次のとおり変更したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊤

当初計画(予算)の届出年月日	年 月 日
変更内容	
変更理由	
変更の年月日	年 月 日

様式第7号 (第7条関係)

定款 (寄附行為) 変更認可申請書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の定款 (寄附行為) を変更したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者

名称

代表者の氏名

電話番号



様式第8号 (第8条関係)

長期借入承認申請書

鳥取県教育委員会 殿

当法人は、長期借入金を借りたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者

名称

代表者の氏名

電話番号



様式第9号(第9条関係)

基本財産処分(担保提供)承認申請書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の基本財産を処分したい(担保に供したい)ので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

様式第10号(第11条関係)

(表)

身 分 証 明 書

所 属
職

氏 名

年 月 日生

上記の者は、民法第67条第3項及び鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第11条第2項の規定により、公益法人の業務及び財産の状況を検査することができる職員であることを証する。

年 月 日

鳥取県教育委員会

㊦

(裏)

民法(抜すい)

第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

主務官庁ハ何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(抜すい)

(業務の監督)

第11条

2 民法第67条第3項の規定により公益法人の業務及び財産の状況を検査する職員は、身分証明書(様式第11号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

様式第11号 (第12条関係)

解 散 許 可 申 請 書

鳥取県教育委員会 殿

当法人は、定款（寄附行為）第 条の規定に基づき解散したいので、申請します

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

様式第12号 (第13条関係)

残余財産処分許可申請書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の残余財産を処分したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

様式第13号 (第14条関係)

公益法人解散届出書

鳥取県教育委員会 殿

当法人は、年 月 日をもって解散したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊤

様式第14号 (第14条関係)

清算人就職届出書

鳥取県教育委員会 殿

当法人に新たに清算人が就職したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊤

様式第15号 (第15条関係)

清 算 結 了 届 出 書

鳥取県教育委員会 殿

当法人の清算を結了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号



附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一七、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七六、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第五号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「（用紙寸法縦二六センチメートル横一八センチメートル）」を「（A列四番）」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会事務局職員」を「教育委員会の事務局（教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関をいう。以下同じ。）の職員」に

改める。

第三条中「に勤務する職員で鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）に定める職員」を「の職員（教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。）」に改める。

第八条第二項の表中「、秘書企画室長、総務室長」を削る。

別表第一事務局本庁の項中「秘書企画室長」及び「総務室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。